

盗難通帳等被害の補償に関する特約

1.(特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、お客さま(以下、「預金者」といいます。)が当金庫に有する預金および定期積金(以下、「預金等」といいます。)で払戻し(解約、書替継続による払戻しならびに当座貸越を利用した借入れを含みます。以下同じ。)の際に、届出の印章(暗証)により記名押印(暗証入力)し、通帳または証書(以下「通帳等」といいます。)を提出する預金等について適用されます。
- (2) この特約は、盗取された通帳等を用いて、預金等の不正な払戻しが当金庫の本支店の窓口でおこなわれた場合における取扱いを定めるものです。
- (3) この特約は、各種預金規定および定期積金規定(以下、「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては、原規定が適用されるものとします。

2.(盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いておこなわれた不正な払戻し(以下「当該払戻し」といいます)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息(定期積金の給付補てん金を含みます。以下同じ。)に相当する金額の補てんを請求することができます。

通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知がおこなわれていること

当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明がおこなわれていること

当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知がおこなわれた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しがおこなわれたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日(通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いておこなわれた不正な預金等払戻しが最初におこなわれた日。)から、2年を経過する日後におこなわれた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

当該払戻しがおこなわれたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

- A．当該払戻しが預金者の重大な過失によりおこなわれたこと
- B．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によっておこなわれたこと
- C．預金者が、被害状況について当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明をおこなったこと
通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随しておこなわれたこと

- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しをおこなっている場合には、この払戻しをおこなった額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんをおこなった金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんをおこなったときは、当金庫は、当該補てんをおこなった金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3.(特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2020年4月1日現在